

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 2024年 5月 14日 山口県知事 殿 提出者 住 所 山口県防府市開出西町23番10号 氏 名 防府共同生コン株式会社 代表取締役社長 山手 孝昭 電話番号 0835-22-7273 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	防府共同生コン株式会社
事業場の所在地	山口県防府市開出西町23番10号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E21 窯業・土石製品製造業(生コンクリート製造業)
②事業の規模	654百万円
③従業員数	9人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・別紙. 1 “排水・戻りコン処理フロー図” のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) ・別紙. 2 “産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項” のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	排 出 量	22,072 t	2,075 t
	(これまでに実施した取組) ・ 戻りコンクリートを活用しブロックを作成・販売して、戻りコンクリートがコンクリートくずとなる量を削減する。 ※2023年度ブロック作成実績・・・ 649個（コンクリート 746 t） ※目標 800個		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	排 出 量	21,000 t	2,000 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 戻りコンクリートを活用しブロックを作成・販売して、戻りコンクリートがコンクリートくずとなる量を削減する。 ※2024年度ブロック作成目標・・・ 800個（コンクリート 920 t）		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 別紙. 3 “産業廃棄物の分別に関する事項” のとおり		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 保管場所への搬入効率を高めるため、場内レイアウトの検討		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（スラッジ水）	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	２０，９６８ t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 場内、ミキサー車等で発生した洗浄廃水（スラッジ水）を脱水機（フィルタープレス）にかけその上澄水（回収水）を生コンクリート練混ぜ水として再利用する.		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（スラッジ水）	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	２０，０００ t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 洗浄廃水の削減（節水） ・ 回収水の使用機会を増やし場内の水の総量を減らす.		

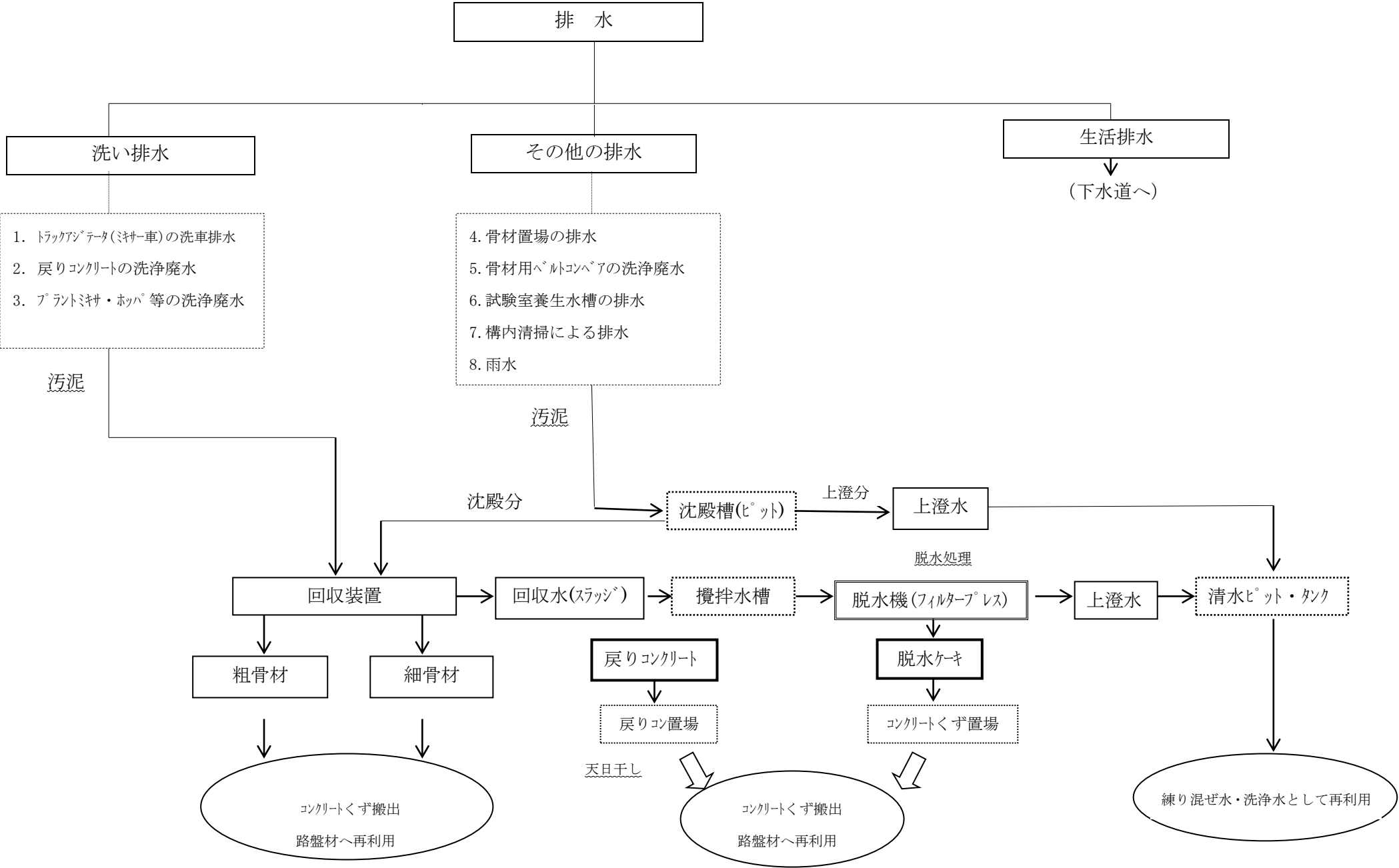
(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	全 処 理 委 託 量	１，１０４ t	２，０７５ t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	１，１０４ t	２，０７５ t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って，産業廃棄物を委託できる業者を選定し，書面での契約を締結している.		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリートくず
	全 処 理 委 託 量	1, 0 0 0 t	2, 0 0 0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1, 0 0 0 t	2, 0 0 0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・顧客に戻りコン削減の協力要請をする. ・可能な限り優良認定処理業者から選定する.		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

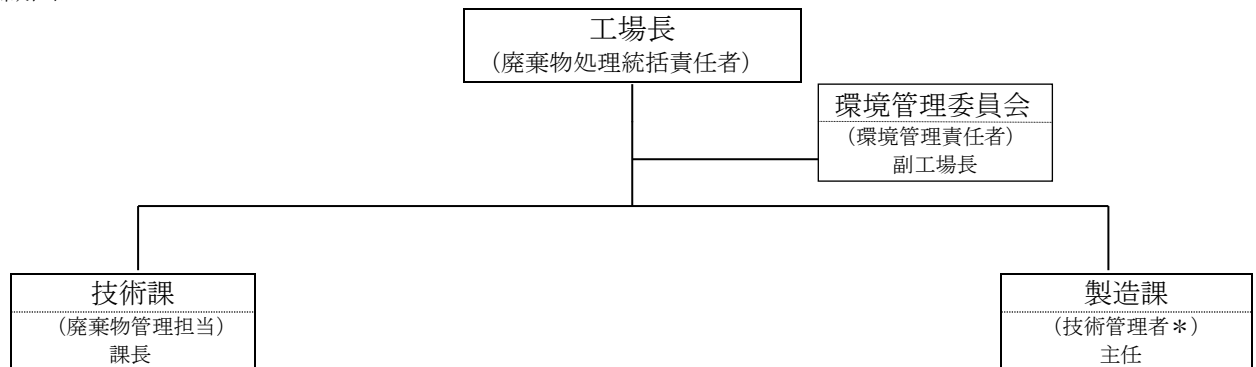


別紙. 2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

○責任者及び管理組織図

①組織図



*別添：認定証（産業廃棄物中間処理施設技術管理士）

②職 務

1. 廃棄物処理統括責任者

- 廃棄物処理方針の策定
- 工場の廃棄物管理に係る規定の策定・改廃の最終責任を負う。
- 廃棄物処理に関する各種事項の最終決定、承認
- 廃棄物処理計画の作成
- 監督官庁への各種報告
- 社員、関連会社に対する教育・啓発

2. 環境管理委員会

- 廃棄物処理に関する検討
廃棄物の発生抑制、再生利用、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。

3. 廃棄物管理担当

- 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握
- 処理業者、再生利用業者の調査、選定および管理
- 委託契約の締結
- 産業廃棄物管理票の交付・管理
- その他関係する事項

4. 技術管理者

- 処理施設の維持管理に関して、法に規定する技術上の基準に係る違反が行われないよう、適切な施設の維持管理が行われるよう従業員を指導、監督する。

別紙. 3

産業廃棄物の分別に関する事項

〈具体的取組〉

“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”“同施行令”“同施行規則”に基づき以下の特定の場所を保管場所として確保している。＊写真参照

- ①看板の設置（記載内容以下）
産業廃棄物の種類、管理部署、管理責任者、保管の高さ（最高）保管できる量（最大）
- ②保管状態
搬出時圧縮強度 8 N/mm2 以上

〈保管場所写真〉



〈分別保管に関する対策〉

発生源および発生状況	対 策		
	設 備	運用基準	担当部門
1. 脱水ケーキ	①脱水装置の真下に、拡散防止壁を設ける。 ②脱水装置の真下の置場には、傾斜をつけ水分は沈殿槽に流す。 ③拡散防止壁のあるストック場所のみで識別・保管する。	①置場が満量になる前に、廃棄物処理業者に委託し搬出すること ②ショベルロータで搬出入時、周辺にこぼれない様、十分に注意する。	製造課
			製造課
2. 戻りコン	①拡散防止壁のあるストック場所のみで識別・保管する。	①置場が満量になる前に、廃棄物処理業者に委託し搬出すること。 ②ショベルロータで搬出入時、周辺にこぼれない様、十分に注意する。 ③トラックジテータのドラム内の付着コンクリートは所定場所以外に廃棄しない。	製造課
			製造課
			製造課

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2024年度計画)

別紙2－1

多量排出事業者 名 称	防府共同生コン株式会社	所在地(市町名)	防府市	事業の種類	窯業・土石製品製造業
-------------	-------------	----------	-----	-------	------------

(単位：トン)

区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	22,072	21,000					20,968	20,000			1,104	1,000			1,104	1,000				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類																				
	紙くず																				
	木くず																				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	2,075	2,000					0	0			2,075	2,000			2,075	2,000				
	鉱さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		24,147	23,000	0	0	0	0	20,968	20,000	0	0	3,179	3,000	0	0	3,179	3,000	0	0	0	0